

## 仕様書

### 1 業務名

酸素ガスボンベ充填・容器再検査等業務（単価契約）

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

別紙のとおり。

### 4 業務の概要

発注者が、履行場所で保管する使用済みの酸素ガスボンベを収集し、酸素ガス充填と併せ、酸素ガスボンベの製造年月・容器再検査年月（以下「検査年月等」という。）の確認を行い、必要に応じて高圧ガス保安法第49条に規定する容器再検査（以下「容器再検査」という。）、バルブ交換及び容器内面研磨を行うものである。

### 5 基本事項

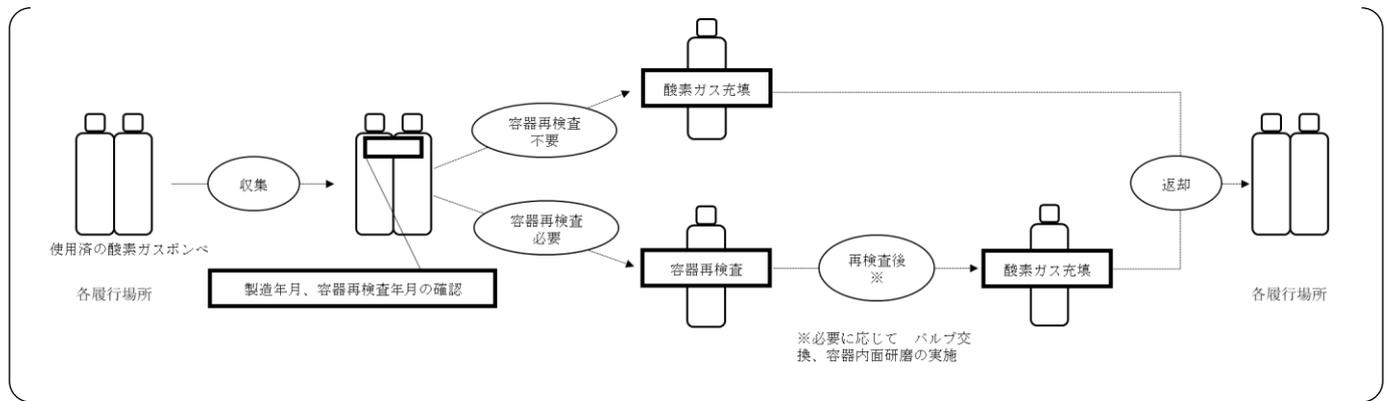
- (1) 受注者は、本仕様書に定めることのほか、高圧ガス保安法及び関連する法律等を遵守し、本業務を行うものとする。
- (2) 本業務の対象となる発注者所有の酸素ガスボンベの容量は、次表のとおり。

種類	容量
酸素ボンベ	300リットル
	1,500リットル

- (3) 受注者は、酸素ガスボンベの収集・返却のため、各履行場所を毎週1回巡回するものとする。
- (4) 受注者は、巡回時に使用済みの酸素ガスボンベを収集し、酸素ガスボンベの検査年月等の確認を行い、必要に応じて容器再検査、バルブ交換及び容器内面研磨を行ったうえで酸素ガスを充填し、原則、次回巡回時に返却するものとする。  
なお、作業の実施にあたり次回巡回時に返却できない場合は、この限りではない。
- (5) 各履行場所への巡回は、原則、平日の9:00～12:00、13:00～17:00の間とする。
- (6) 巡回する曜日は履行期間中固定するものとする。ただし、巡回する曜日が休日となる場合はその前後の平日に変更するものとする。
- (7) 受注者は、契約締結後、速やかに巡回する曜日を発注者（消防局救急課）に報告するものとし、曜日変更（一時的変更を含む。）の必要が生じた場合は、発注者（消防局救急課）と受注者で協議のうえ、変更するものとする。
- (8) 各履行場所における窓口は、各履行場所の警防課の職員（以下「窓口職員」という。）とする。
- (9) 酸素ガスボンベは、収集した履行場所に返却することを原則とする。ただし、発注者（消防局救急課）から返却に関する指示が別にあつた場合は、これに従うものとする。

## 6 業務委託内容

### (1) 業務の流れ



### (2) 酸素ガス充填

ア 受注者は、収集した酸素ガスボンベに酸素ガスを充填するものとする。

イ 充填する酸素ガスは、次の規格を満たすものとする。

- ・ 日本薬局方酸素であること。
- ・ 酸素濃度99.5%以上であること。

### (3) 容器再検査

受注者は、収集した酸素ガスボンベの検査年月等を確認し、高圧ガス保安法及び関連する法律等で定められた容器再検査期間を超過している場合、当該酸素ガスボンベの容器再検査を行うものとする。

### (4) バルブ交換

受注者は、容器再検査の結果、酸素ガスボンベのバルブ交換が必要な場合に、これを交換するものとする。

なお、バルブの交換にあたっては、酸素ガスボンベの種類等に応じて適切なバルブ※を選定し、これを交換するものとする。

※ 次のバルブのうち、種類等に応じて適切なバルブを選定すること。

#### 【酸素ガスボンベ300リットル】

- ・ ネリキ GY-6 3/4-16UNF
- ・ 大東 9号 3/4-16UNF
- ・ 大東 9号 V1
- ・ 大東 新9号 3/4-16UNF

#### 【酸素ガスボンベ1,500リットル】

- ・ 大東 D9号 V2
- ・ ネリキ GY-6 V2

### (5) 容器内面研磨

受注者は、容器再検査の結果から、酸素ガスボンベの容器内面研磨を行わなければならない場合に、これを実施するものとする。

## (6) その他

ア 受注者は、容器再検査の結果、バルブ交換及び容器内面研磨以外の作業が必要となった場合には、発注者に報告のうえ、その対応について指示を仰ぐものとする。

イ 受注者は各履行場所において、窓口職員等と双方で収集・返却するボンベに打刻されているボンベ番号を確認するものとする。

ウ 確認したボンベ番号等は、窓口職員が別記様式1に記載するものとする。

## 7 発注予定数量

発注予定数量については、次のとおりである。

ただし、発注予定数量は見込数量であり、発注数量を保証するものではない。

### (1) 酸素ガス充填

区分	発注予定数量(単位:本)
酸素ガスボンベ充填300リットル	1,622
酸素ガスボンベ充填1,500リットル	1,370

### (2) 酸素ガスボンベ容器再検査等

酸素ガスボンベ容器再検査	61
酸素ガスボンベバルブ交換300リットル	18
酸素ガスボンベバルブ交換1,500リットル	16
酸素ガスボンベ容器内面研磨	7

## 8 提出書類

### (1) 委託業務実施計画書

広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は別記様式2とし、契約締結後に必要事項を記入のうえ、速やかに発注者に提出し承認を得ること。

### (2) 委託業務実施報告書

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は別記様式3とし、履行場所全体の酸素ガスボンベ充填本数、容器再検査本数、バルブ交換数、容器内面研磨数を集計した書類を付して毎月10日(令和9年3月については3月31日)までに発注者に提出すること。容器再検査、バルブ交換、容器内面研磨については該当ボンベ番号を記すこと。

報告様式等については、契約締結後、発注者と受注者双方で協議のうえ決定するものとする。

## 9 業務委託に係る支払い

本業務委託に係る支払いは、月払いとする。

## 10 その他

(1) 酸素ガスボンベが安全に使用できるよう、取扱いや保管状態の適正な管理を行い、品質の維持に努めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ、これを決定するものとする。

## 履行場所

No.	名称	所在地	電話番号
1	広島市中消防署	広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号	082-541-2700 (代表)
2	広島市東消防署	広島市東区光町二丁目 12 番 6 号	082-263-8401 (代表)
3	広島市南消防署	広島市南区的場町二丁目 5 番 14 号	082-261-5181 (代表)
4	広島市西消防署	広島市西区都町 43 番 10 号	082-232-0381 (代表)
5	広島市安佐南消防署	広島市安佐南区緑井一丁目 10 番 3 号	082-877-4101 (代表)
6	広島市安佐北消防署	広島市安佐北区可部南四丁目 26 番 13 号	082-814-4795 (代表)
7	広島市安芸消防署	広島県安芸郡海田町堀川町 3 番 12 号	082-822-4349 (代表)
8	広島市佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号	082-921-2235 (代表)

※ 広島市消防航空隊分にあつては、中消防署で合わせて回収するものとする。



委託業務実施計画書

令和 年 月 日

広島市長 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

業務名 酸素ガスボンベ充填・容器再検査等業務（単価契約）  
委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

広島市委託契約約款第6条の規定に基づき、上記の業務について下記のとおり実施いたしますので、ご承認ください。

記

- 1 巡回曜日  
毎週 曜日とする。
- 2 業務内容  
仕様書のとおり。

(担当者の連絡先)

担当者： \_\_\_\_\_

部署： \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課

電話：( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ (代) (内線 \_\_\_\_\_ )

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済（提出者： \_\_\_\_\_ 、広島市担当者： \_\_\_\_\_ ）

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

広島市長 様

所在地

名称

代表者職氏名

業務名 酸素ガスボンベ充填・容器再検査等業務（単価契約）

委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

広島市委託契約約款第12条の規定に基づき、上記の業務について【 月分】  
委託業務実施報告書を提出します。

【添付書類】

集計書類

(担当者の連絡先)

担当者： \_\_\_\_\_

部署： \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_

電話：( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ (代) (内線 \_\_\_\_\_ )

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済（提出者： \_\_\_\_\_ 、広島市担当者： \_\_\_\_\_ ）